

貝塚市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

を策定しました



市では現在、総人口は減少傾向にあるものの65歳以上の高齢者の割合は上昇を続けており、令和7(2025)年には「団塊の世代」のかたがすべて75歳以上に、令和22(2040)年には「団塊ジュニア世代」のかたが65歳以上になる年を迎えます。今後も高齢化は進展し、介護の需要は増加・多様化し、これらに伴い給付費の増大が予測されます。

市ではこれらを踏まえ、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者のかたが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制(地域包括ケアシステム)のさらなる深化・推進をめざし、令和3年度～5年度を計画期間とした「貝塚市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

基本理念

高齢になっても、介護が必要になっても、
安心して暮らせるまち
～地域包括ケアシステム実現のために～

主な施策と方向性

地域共生社会実現のための地域包括ケアシステムの深化・推進

- ◇在宅介護の推進
- ◇生活支援サービスの充実
- ◇地域包括支援センターの機能強化
- ◇介護保険事業計画と地域福祉の連携
- ◇高齢者が利用しやすい環境整備
- ◇医療と介護連携の推進
- ◇認知症対策の推進

介護予防・生きがいの推進

- ◇健康づくりの推進
- ◇生きがいの推進と高齢者の社会参加の促進

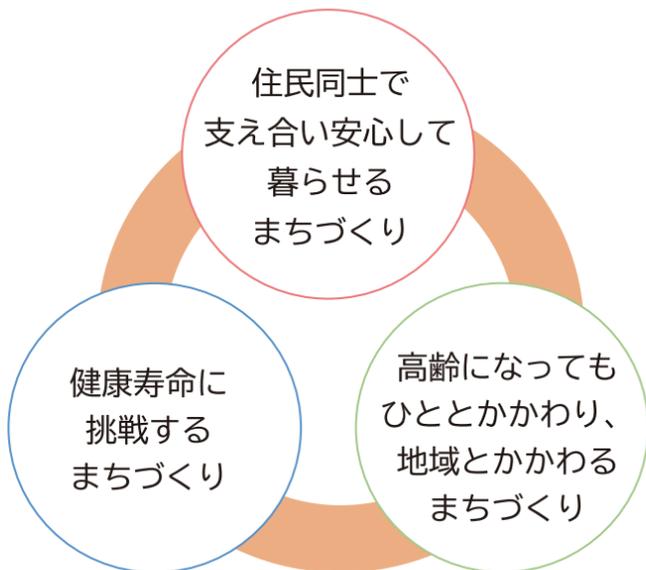
高齢者の尊厳に配慮したケアの推進

- ◇高齢者の尊厳の確保と権利擁護の推進
- ◇高齢者虐待防止の推進

介護サービスの充実と質の向上

- ◇介護保険サービスの適切な提供

基本目標



「第8期介護保険事業計画」より

介護保険料

国の方針や各所得段階人数などを勘案した結果、第8期計画の基準額は74,000円(年額)、各段階の保険料(年額)は以下のとおりです。(第7期計画と同額)

段階	要件(前年の所得と課税の状況)	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給しているかた 本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた 本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	基準額×0.3 (0.5)	22,200円 (37,000円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下のかた	基準額×0.5 (0.75)	37,000円 (55,500円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しないかた	基準額×0.7 (0.75)	51,800円 (55,500円)
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいるかたのうち、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下のかた	基準額×0.9	66,600円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいるかたのうち、本人の前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超えるかた	基準額×1.0	74,000円
第6段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.2	88,800円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	基準額×1.3	96,200円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	基準額×1.5	111,000円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満のかた	基準額×1.7	125,900円
第10段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が500万円以上800万円未満のかた	基準額×1.8	133,300円
第11段階	本人が市民税課税で、本人の前年の合計所得金額が800万円以上のかた	基準額×2.0	148,100円

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。
なお、()内が保険料軽減措置適用前の率及び額です。

問合せ先：高齢介護課 ☎072-433-7043